

# 静岡市食品衛生法等の施行に関する規則等の一部改正について

## (案) の概要

### 1 規則等の案の題名

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則等の一部改正について (案)

### 2 改正しようとする規則等

- (1) 静岡市食品衛生法等の施行に関する規則 (平成 15 年静岡市規則第 150 号)
- (2) 静岡市旅館業法等の施行に関する規則 (平成 15 年静岡市規則第 143 号)
- (3) 静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則 (平成 15 年静岡市規則第 144 号)
- (4) 静岡市理容師法施行細則 (平成 15 年静岡市規則第 148 号)
- (5) 静岡市美容師法施行細則 (平成 15 年静岡市規則第 149 号)
- (6) 静岡市クリーニング業法施行細則 (平成 15 年静岡市規則第 147 号)
- (7) 静岡市興行場法施行細則 (平成 15 年静岡市規則第 142 号)

### 3 規則等を定める根拠となる法令の条項

食品衛生法施行規則 第 67 条、第 68 条

旅館業法施行規則 第 1 条、第 2 条

公衆浴場法施行規則 第 1 条、第 2 条

理容師法施行規則 第 19 条、第 21 条

美容師法施行規則 第 19 条、第 21 条

クリーニング業法施行規則 第 1 条の 3、第 2 条の 2

### 4 改正の趣旨及び規則等の案の内容 (改正の内容)

- (1) 「2 改正しようとする規則等」中、(1) から (6) までに係る改正

#### ア 改正の趣旨

「規制改革実施計画」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、「生前贈与を含む事業譲渡の場合も相続の場合と同様に簡素な手続きとなるよう措置を講ずる」とされました。これを踏まえ、令和 2 年 7 月 14 日付け、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 140 号。以下「改正省令」という。)が公布され、事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類について、変更がない事項の一部の記載及び一部の添付書類を省略すること、また、相続による承継の際の添付書類について戸籍謄本に代えて法定相続情報一覧図の写しも可能とすることとなりました。

このため、改正省令に基づき、提出書類について定めている本市の規則を一部改正します。

#### イ 規則等の案の内容 (改正の内容)

改正省令により、事業譲渡に伴う許可申請及び開設届出の際の提出書類について、変更がない事項の記載を省略する場合、対象の営業を譲り受けたことを証する旨の

記載が必要となりますが、その確認のため添付書類に「当該営業を譲り受けたことを証する書類」を追加します。

(2) 「2 改正しようとする規則等」中、(7)に関する改正

ア 改正の趣旨

興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）については改正省令に含まれませんが、改正省令の趣旨に鑑み、(1)と同様の内容で提出書類について定めている本市の規則を一部改正します。

イ 規則等の案の内容（改正の内容）

興行場の事業譲渡を受けた営業者が許可申請を行う場合、以下について変更がない事項の記載を許可申請書から省略できることとします。

- ・ 営業の種別
- ・ 興行場の態様
- ・ 営業施設の内容

上記の適用を受ける場合は、申請書に当該営業を譲り受けた旨を記載し、それを証する書類を添付することとします。

また、相続による承継の承認申請を行う場合の添付書類について、戸籍謄本に加えて法定相続情報一覧図の写しの添付も可能とします。

(3) 「2 改正しようとする規則等」中、(2)及び(3)に関する改正

ア 改正の趣旨

令和 2 年 4 月 1 日付け、静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（令和 2 年静岡市規則第 40 号）及び静岡市旅館業法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（令和 2 年静岡市規則第 41 号）が公布され、浴槽水等の水質基準に全有機炭素が追加されることとなりました。

このため、水質基準適用除外認定申請書の検査項目について定めている本市の規則を一部改正します。

イ 規則等の案の内容（改正の内容）

水質基準適用除外認定申請書の検査項目について、「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」を「全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量」に変更します。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 2 年 12 月 15 日